

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

(1) 概要

昭和61年4月より実施されている現行年金制度においては、国民年金は従来の自営業者等だけでなく被用者本人及びその被扶養配偶者にも適用され、全国民に共通する基礎年金を支給する制度となった。民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険や公務員等を対象とする4つの共済組合はその上乘せとして報酬比例の年金を支給する制度とされ、公的年金制度は全体としていわゆる二階建ての構成をとっている。

なお、公的年金制度の大宗を占める国民年金、厚生年金保険の主な内容は、「(2)国民年金、厚生年金保険制度の概要」のとおりである。

第Ⅷ-1表 公的年金制度の加入者数及び受給権者数

第Ⅷ-1表 公的年金制度の加入者数及び受給権者数

(昭和62年3月末現在)(単位/万人・%)

区 分		加入者数		老齢(退職)年金受給権者数		老齢年金受給権者比率(%)	
			構成比		構成比		
国民年金		3,044	48.1	705	56.1	23.2	
厚生年金保険		2,699	42.6	365	29.1	13.5	
国家公務員等共済組合等	国家公務員等共済組合連合会	115	1.8	41	3.3	36.0	
	公共企業体組合等	日本鉄道共済組合	26	0.4	34	2.7	131.0
		日本電信電話共済組合	30	0.5	9	0.7	28.6
		日本たばこ産業共済組合	3	0.1	2	0.2	74.5
地方公務員等共済組合		329	5.2	87	6.9	26.6	
私立学校教職員共済組合		36	0.6	2	0.2	5.2	
農林漁業団体職員共済組合		49	0.7	10	0.8	19.6	
総 数		6,332	100.0	1,256	100.0	19.8	

(注) 1. 国民年金の加入者数および受給権者数は、1号被保険者・3号被保険者および任意被保険者の数である。

2. 老齢年金受給権者比率は、 $\frac{\text{老齢(退職)年金受給権者数}}{\text{加入者数}} \times 100$ を示している。

3. 国民年金には他に老齢福祉年金があり、その受給権者数は169万人(昭和62年3月末)である。

4. 厚生年金保険の加入者数、老齢年金受給権者数には、船員保険(職務外年金保険、昭和61年4月から厚生年金保険に統合)が含まれている。

5. 総数は四捨五入の関係で各制度の計と一致しない。

資料：総理府社会保障制度審議会事務局「社会保障統計年報」・社会保険庁「事業年報」

公的年金制度一覧

公的年金制度一覧

(国民年金)

(63年4月現在)

被保険者	保険者	保険料	国庫負担
第1号被保険者 (日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者等)	国	第1号被保険者7,700円 第2号及び第3号被保険者については、被用者年金制度が基礎年金の給付に要する費用を拠出金としてまとめて拠出する。	基礎年金の給付に係る費用の3分の1
第2号被保険者 (厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員)			
第3号被保険者 (第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満のもの)			

(被用者年金)

制度	被保険者	保険者	保険料	国庫負担
厚生年金保険	民間サラリーマン(65歳未満、船員)を含む。	国	12.4% (女子11.6%(注1) 坑内員船員13.6%)	基礎年金の給付に係る費用の3分の1(ただし、地方公務員等共済組合は地方公共団体負担)
国家公務員等共済組合	国家公務員	国家公務員等共済組合連合会	12.26%	
	旅客鉄道会社等の社員	日本鉄道共済組合	16.99%	
	日本電信電話株式会社社員	日本電信電話共済組合	11.64%	
	日本たばこ産業株式会社社員	日本たばこ産業共済組合	14.13%	
地方公務員等共済組合	地方公務員	地方公務員共済組合連合会 他2組合	(一般)13.95% (11.04%(注2))	
私立学校教職員共済組合	私立学校教職員	私立学校教職員共済組合	10.2%	
農林漁業団体職員共済組合	農協等の職員	農林漁業団体職員共済組合	13.4%	

(注1) 女子の保険料率は、昭和63年10月から11.75%

(注2) ()内は標準報酬ベースに換算したものである。

第VIII-2表 年金額等の国際比較

第Ⅷ-2表 年金額等の国際比較

国名	西ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ	日本
制度名	労働者年金・職員年金	国民年金	国民保険	老齢遺族障害保険	厚生年金保険
対象者	労働者 (ブルーカラー) 職員 (ホワイトカラー)	一般国民	一般国民	一般被用者 自営業者等	一般被用者
支給開始年	65歳	65歳	男子65歳 女子60歳	65歳	男子60歳 女子56歳 <small>(女子は平成12年までに60歳へ引上げ)</small>
老齢(退職)年金額(月額)	<1986年7月> 労働者年金・職員年金の平均 83,190円 (1,071.9マルク)	<1986年1月> (基礎年金) 単身 44,102円 (1,864.0クローネ) 夫婦 72,125円 (3,048.4クローネ) <1985年12月> (付加年金) 全受給者平均 60,081円 (2,539.3クローネ)	<1985年9月> 全受給者平均 単身 38,467円 (155.6ポンド) 夫婦 64,178円 (259.6ポンド)	<1986年3月> 全受給者平均 単身 80,822円 (479.6ドル) 夫婦 122,413円 (726.4ドル)	<1987年3月> 全受給者平均 129,746円
平均賃金月額(1985年)	222,353円 (2,865.0マルク)	230,661円 (9,749.0クローネ)	166,404円 (673.1ポンド)	282,625円 (1,677.1ドル)	305,414円 (1986年)
老齢年金額/平均賃金	37.4%	57.3% (基礎年金+付加年金)	38.6%	43.3%	42.5%
保険料率(1987年度)	187.0 1000 (労使折半)	基礎年金 94.5 1000 付加年金 102 1000 (全額事業主負担 自営業者は本人負担)	194.5 1000 50.0 90.0 1000 1000 (本人) 50.0 104.5 1000 1000 (事業主) (累進保険料)	114.0 1000 (労使折半)	男子 95.4 1000 (総報酬換算) (標準報酬ベースでは 124.0 1000) (労使折半)
国庫負担	提出金で不足する費用 (1985年、給付費の約18.9%)	提出金で不足する費用 (1985年、給付費の約26%)	全保険料収入の9% (1985年)	原則としてなし	基礎年金給付費の $\frac{1}{3}$

(注) 1. 各国の賃金はILO "Yearbook of Labour Statistics" による(推計)。日本は労働省「毎月勤労統計調査」の製造業(30人以上)現金給与総額(ボーナスを含む)の年平均値
2. 老齢年金/平均賃金は換算前の各国通貨建てによる。換算レートはIMF "International Financial Statics" による。

資料：厚生省年金局調べ

第2編

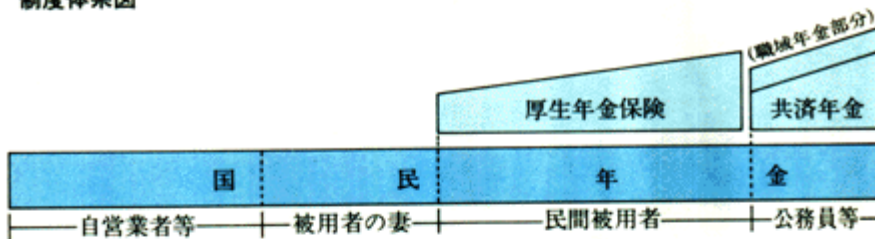
第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(2) 国民年金,厚生年金保険制度の概要

制度体系図

制度体系図



① 国民年金

適用	ア. 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者(イ,ウを除く)(第1号被保険者) イ. 厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員(第2号被保険者) ウ. イの被扶養配偶者(20歳以上60歳未満)(第3号被保険者) (注) 任意加入……60歳以上65歳未満の者, 20歳以上65歳未満の国外居住の日本人等
----	--

給付	支給対象	年金額
老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上の65歳以上の者 (注) 年金受給に必要な加入期間については, 生年月日に応じた経過措置あり	627,200円(月額52,267円) 保険料納付済期間が480月未満の者は $627,200円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除月数}}{480}$ (注) 年金額の計算については, 生年月日に応じた経過措置あり
障害基礎年金	① 被保険者であるときに初診日のある傷病により, その初診日から1年6か月を経過したとき(その間に治ったときは治ったとき, 以下「障害認定日」という)に障害の状態(注1)にある者(一定の保険料納付要件あり(注2)) ② 被保険者であるときに初診日のある傷病により, 障害認定日において障害の状態になかったが, その後重症化し, 65歳に達するまでの間に障害の状態(注1)となり請求を行った者(同上) ③ 軽い障害の状態にある者が, 被保険者であるときに初診日のある傷病と併合して, 障害認定日以後65歳に達するまでの間に初めて障害の状態(注1)になった場合(同上)	1級 784,000円 (月額65,333円) 2級 627,200円 (月額52,267円) (子の加算額) 第1・2子 各188,100円 (月額15,675円) 第3子以降 各62,700円 (月額5,225円)

給付	支給対象	年金額
障害基礎年金	20歳前に障害となった者が20歳になったときは、障害基礎年金を支給(本人所得制限あり) (注1) 障害等級………1, 2級 (注2) 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が被保険者期間の3分の2以上であることが必要 ただし、初診日が平成8年4月1日前にある傷病については直近の1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされている場合でもよい	
遺族基礎年金	被保険者(注1)、老齢基礎年金の受給権者等が死亡した場合の遺族(注2) (注1) 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して被保険者期間の3分の2以上であることが必要 ただし、死亡日が平成8年4月1日前にある場合については直近の1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされている場合でもよい (注2) 子のある妻、子	627,200円(月額52,267円) (子の加算額) 第1・2子(子が受給権者の場合は第2子のみ) 各188,100円(月額15,675円) 第3子以降 各62,700円(月額5,225円)

- (注) 1. 上記給付以外に寡婦年金及び死亡一時金の給付がある。
2. 年金額については物価スライド等の改定措置がある。
3. 子とは18歳未満の子、又は20歳未満で1, 2級の障害等級に該当する子をいう。

② 厚生年金保険

適用	民間事業所の一般被用者のうち65歳未満の者 サービス業等の業種の事業所及び5人未満の従業員を使用する事業所のうち、法人形態以外のものは任意適用
----	--

給付	支給対象	年金額
老齢厚生年金	① 老齢基礎年金と併給の老齢厚生年金 老齢基礎年金の支給対象と同じ	① 老齢厚生年金(65歳以上から老齢基礎年金と併給) (注1) (注2) $(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1,000} \times \text{被保険者期間}) + \text{加給年金額}$ (注3)

給付	支給対象	年金額
老 齢 厚 生 年 金	<p>② 特別支給の老齢厚生年金 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上であり、老齢厚生年金の受給に必要な加入期間の要件を満たしている60歳(注1)以上65歳未満の退職者(注2)</p> <p>(注1) 女子の支給開始年齢は平成12年まで段階的に60歳に引き上げる予定 坑内員、船員は55歳</p> <p>(注2) 被保険者であっても報酬の低い者には年金額の一部を支給</p>	<p>(注1) 厚生年金保険の全被保険者期間の報酬の平均、過去の報酬は現在の価値に再評価する。</p> <p>(注2) 乗率$\frac{7.5}{1,000}$については、生年月日に応じた経過措置あり</p> <p>(注3) 老齢厚生年金の加給年金額(被保険者期間240月以上のとき)</p> <p>配偶者 188,100円(月額15,675円) 第1・2子 各188,100円(月額15,675円) 第3子 62,700円(月額5,225円)</p> <p>② 特別支給の老齢厚生年金 $1,298円(注1) \times 被保険者期間(420月を超えるものは420月)$ $+ 平均標準報酬月額 \times \frac{7.5(注1)}{1,000}$ $\times 被保険者期間 + 加給年金額(注2)$</p> <p>(注1) 単価(1,298円)・乗率$\left(\frac{7.5}{1,000}\right)$については、生年月日に応じた経過措置あり</p> <p>(注2) 加給年金額は、①の老齢厚生年金と同様</p>
	障 害 厚 生 年 金	<p>① 被保険者であるときに初診日のある傷病により、その初診日から1年6か月を経過したとき(その間に治ったときは治ったとき、以下「障害認定日」という。)に障害の状態(注1)にある者(一定の保険料納付要件(注2)あり)</p> <p>② 被保険者であるときに初診日のある傷病により、障害認定日において障害の状態になかったが、その後重症化し、65歳に達するまでの間に障害の状態(注1)となり請求を行った者(同上)</p> <p>③ 軽い障害の状態にある者が、被保険者であるときに初診日のある傷病と併合して、障害認定日以後65歳に達するまでの間に初めて障害等級1級又は2</p>

給付	支給対象	年金額
障害厚生年金	<p>級に該当する程度の障害の状態になった場合(同上)</p> <p>(注1) 障害等級………1, 2, 3級</p> <p>(注2) 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が被保険者期間の3分の2以上であることが必要(注3)</p> <p>(注3) 初診日が平成8年4月1日前にある傷病については直近の1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされている場合でもよい</p>	<p>配偶者加給年金額</p> <p>188,100円(月額15,675円)</p>
遺族厚生年金	<p>被保険者(注1)、障害厚生年金受給権者(1, 2級)、老齢厚生年金受給権者等が死亡した場合の遺族(注2)</p> <p>(注1) 遺族基礎年金と同様の要件が必要</p> <p>(注2) 子のある妻、子、子のない妻</p>	<p>遺族厚生年金(子のある妻・子については、原則として遺族基礎年金と併給)</p> $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1,000} \times \text{被保険者期間} \times \frac{3}{4}$ <p>(注1)</p> <p>(注2) 老齢厚生年金受給権者等が死亡した場合は、当該受給権者等の生年月日に応じて経過措置あり</p> <p>(注2) 被保険者期間が300月未満のときは300月とする。子のない寡婦で権利を取得した当時35歳以上の者等は、40歳から65歳に達するまで470,400円を加算する。</p>

- (注) 1. 上記給付以外に障害手当金の給付がある。
 2. 年金額については物価スライド等の改定措置がある。
 3. 子とは、18歳未満の子又は20歳未満で1, 2級の障害等級に該当する子をいう。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

(3) 厚生年金保険の適用状況等

第Ⅷ-3表 厚生年金保険適用状況の推移

第Ⅷ-3表 厚生年金保険適用状況の推移

年度末	事業所数	船舶所有者数	被保険者(人)					船員保険 (任職含む)
			船員以外の被保険者					
			総数 (任職含む)	男子	女子	坑内員		
58	1,010,787	10,280	26,363,844	17,848,299	8,354,488	28,142	185,184	
59	1,020,560	9,949	26,755,307	18,108,916	8,484,142	26,857	177,020	
60	1,029,992	9,570	27,068,283	18,344,115	8,572,685	25,496	166,081	
61	1,049,799	9,308	26,837,984	18,168,757	8,531,323	20,158	156,254	
62	1,104,675	9,116	27,529,458	18,643,013	8,779,549	14,455	146,066	

資料：社会保険庁調べ

第Ⅷ-4表 厚生年金保険平均標準報酬月額推移

第Ⅷ-4表 厚生年金保険平均標準報酬月額推移 (単位：円)

年度末	船員以外の被保険者				船員保険 (任職含む)
	総数 (任職含む)	男子	女子	坑内員	
58	212,666	248,448	137,149	287,147	261,352
59	219,956	256,872	142,162	294,727	270,434
60	231,161	270,435	148,177	303,757	280,073
61	236,772	276,333	153,580	311,278	279,949
62	241,072	280,533	158,168	305,829	283,997

資料：社会保険庁調べ

第Ⅷ-5表 厚生年金保険受給者の推移

第Ⅷ-5表 厚生年金保険受給者の推移 (単位：人)

種別	年度末	昭和58年度	59	60	61	62
	総数		6,069,599	6,576,239	7,134,955	7,729,369
老齢給付		4,497,082	4,908,631	5,372,019	5,881,021	6,355,940
障害給付		210,858	217,764	225,738	237,909	247,288
遺族給付		1,361,659	1,449,844	1,537,198	1,610,439	1,702,568

(注) 船員保険旧法分を含む。

資料：社会保険庁調べ

第VIII-6表 厚生年金保険給付費の推移

第VIII-6表 厚生年金保険給付費の推移 (単位：千円)

種別	昭和58年度	59	60	61	62
総数	5,466,899,994	6,074,761,850	6,858,005,861	7,906,084,589	8,582,981,848
老齢給付	4,346,346,016	4,866,147,930	5,539,653,183	6,435,137,287	7,027,816,525
障害給付	199,683,537	210,886,821	226,814,506	247,280,932	249,336,402
遺族給付	920,870,442	997,727,100	1,091,538,172	1,223,666,371	1,305,828,922

(注) 船員保険旧法分を含む。

資料：社会保険庁調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(4) 国民年金の適用状況等

第VIII-7表 国民年金の被保険者数

第VIII-7表 国民年金の被保険者数 (昭和62年度末 単位：人)

	総数	小計	第1号被保険者		第2号被保険者	第3号被保険者
			第1号被保険者	任意加入被保険者		
総数	64,105,430	19,291,658	18,954,510	337,148	33,515,260	11,298,512
男子	32,070,923	9,067,945	8,986,542	81,403	22,968,080	34,898
女子	32,034,507	10,223,713	9,967,968	255,745	10,547,180	11,263,614

資料：社会保険庁調べ

第VIII-8表 国民年金(旧法)受給者の推移

第VIII-8表 国民年金(旧法)受給者の推移 (単位：人)

種別	年度末				
	昭和58年度	59	60	61	62
総数	7,685,732	8,162,145	8,675,069	8,884,586	8,959,361
老齢給付	7,256,934	7,716,495	8,218,920	8,447,403	8,549,267
障害給付	286,378	302,049	317,485	313,775	301,676
遺族給付	142,420	143,601	138,664	123,408	108,418

資料：社会保険庁調べ

第VIII-9表 国民年金(旧法)給付費の推移

第Ⅷ-9表 国民年金(旧法)給付費の推移 (単位:千円)

年度末 種別	昭和58年度	59	60	61	62
総 数	2,308,463,937	2,493,741,480	2,735,880,930	2,889,756,868	2,929,694,269
老 齢 給 付	2,048,956,873	2,220,156,874	2,447,358,913	2,587,445,823	2,645,565,384
障 害 給 付	183,173,390	196,527,559	213,136,402	226,667,457	218,884,824
遺 族 給 付	76,333,673	77,057,047	75,385,613	75,643,589	65,244,062

(注) 62年度老齢福祉年金(老齢特別給付金を含む)は、受給者1,487,885人、給付費471,281,619千円である。

資料: 社会保険庁調べ

第Ⅷ-10表 基礎年金受給者・給付費

第Ⅷ-10表 基礎年金受給者・給付費 (昭和62年)

	受 給 者	給 付 費
総 数	1,117,749人	707,825,786千円
老 齢 給 付	329,094	112,151,094
障 害 給 付	750,908	562,273,129
遺 族 給 付	37,747	33,401,563

資料: 社会保険庁調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

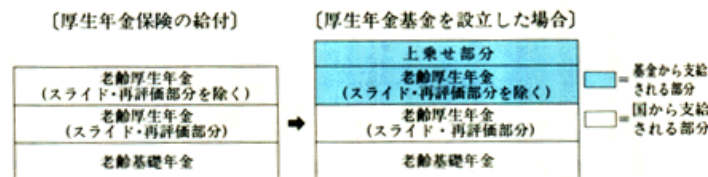
(5) 企業年金

企業年金は、公的年金を補完し、老後生活の多様なニーズに応えるものとして、その役割が高まってきている。わが国の企業年金には、厚生年金基金、適格退職年金、石炭鉱業年金基金、企業が給付原資を社内に留保して行う自社年金がある。このうち、厚生省が所管している制度は、厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金である。

各企業年金の概要(加入者数は昭和62年度末現在)

厚生年金基金 厚生大臣の認可を受けて設立される特別の法人で、老齢厚生年金の給付の一部を代行するとともに、これに基金独自の終身にわたる上乗せ給付が義務づけられているなどその給付は公的年金としての性格をもっており、老後の所得保障機能が強く企業年金の中心をなす制度となっている。(加入者数764万人)

適格退職年金



税法上の一定要件に該当するものとして国税庁長官の承認を得た企業年金について、年金の掛金や積立金に税制上の措置を講じる制度で実施主体は企業である。(加入者数822万人)

石炭鉱業年金基金 石炭鉱業を行う厚生年金保険の適用事業所の事業主の拠出により老齢厚生年金の上乗せ給付等を行っている。(加入者数1万人)

積立金

これら企業年金は、加入員等の受給権を保証し、費用負担の平準化を図ることができるため、年金給付に要する費用を事前に社外に積み立てることとしている。その積立金は毎年増加してきており、昭和62年度末現在、厚生年金基金は16兆9,088億円、適格退職年金は9兆4,317億円、石炭鉱業年金基金は318億円で合わせて26兆3,723億円の積立金があり、毎年約20%の伸びを示している。

厚生白書(昭和63年版)

① 厚生年金基金

事 項	摘 要 (昭和63年度)	
目 的	政府管掌の厚生年金保険の老齢厚生年金の一部を代行し、併せて、これを上回る年金給付を行う。	
設 立 形 態	<ul style="list-style-type: none"> ○単独設立 厚生年金保険の適用事業所で、一企業が単独で設立 ○連合設立 二以上の厚生年金保険の適用事業所で、親企業と子企業が共同して設立 ○総合設立 二以上の厚生年金保険の適用事業所で、同種同業の多数企業が共同して設立 (注) 設立人員規模は800人以上必要	
対象者(加入員)	厚生年金保険の被保険者	
給 付	給 付 系 (計算方式) <ul style="list-style-type: none"> ○代行型 平均標準給与月額 $\times \frac{7.5+a}{1,000} \times$ 加入員期間の月数 ○加算型 平均標準給与月額 $\times \frac{7.5+a}{1,000} \times$ 加入員期間の月数 + 基金独自の加算部分 (定額加算型と給与比例加算型とがある。) ○共済型 最終又は一定期間の平均標準給与月額 \times 加入員期間による一定率 ただし、いずれの場合も、厚生年金基金が代行する部分(厚生年金保険の老齢厚生年金のうち標準報酬の再評価及びスライド分を除いた部分)の30%以上を上回る給付を行うことを要する。	
	支給要件	加入員期間 1か月以上
	一時金給付	任意給付として、死亡又は脱退を事故とする一時金給付を設けることができる。
財 源	掛 加入員	男子 $\frac{16}{1,000}$ 以上 女子 $\frac{15}{1,000}$ 以上
	掛 事業主	男子 $\frac{16}{1,000}$ 以上 女子 $\frac{15}{1,000}$ 以上 基金の掛金(当該基金の年金給付に必要な掛金)は原則として折半負担とするが、免除保険料率 [男子 $\frac{32}{1,000}$ 女子 $\frac{30}{1,000}$] を上回る部分については、事業主負担を増加することができる。

② 石炭鉱業年金基金

(昭和63年度)

事 項	摘 要
目 的	石炭鉱業の坑内員等の老齢又は死亡について給付を行い、老後の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて、石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資する。
基金の会員	石炭鉱業を行う事業場であって、坑内において石炭を採掘する事業を行うもののうち、厚生年金保険の適用事業所の事業主(昭和62年度末現在会員数13)
給 付 種 類	対象者 <ul style="list-style-type: none"> ○坑内員及び坑外員 (昭和61年度末現在 坑内員数9,672人、坑外員数2,196人) ○坑内員及び坑外員の遺族
	種類 <ul style="list-style-type: none"> ○老齢年金(昭和62年度末現在受給権者数 坑内員14,061人、坑外員3,443人) ○死亡一時金
財 源	会員が前年の出炭量に応じて全額負担 (各会員の前年の出炭トン数 \times 70円)

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(6) 農業者年金基金

(昭和63年度)

事項	摘 要								
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ○国民年金の給付とあいまって農業経営者の老後を保障する。 ○農業経営の近代化及び農地保有の合理化に資する。 								
事 業	<ul style="list-style-type: none"> ○農業者年金給付事業 ○離農給付金事業 ○農地売買事業 ○農地取得のための融資事業 								
対 象 者 (加 入 者)	<p>国民年金の加入者(第1号被保険者)で、一定の規模以上の農地等につき耕作又は養蚕の事業を行う者(昭和62年度末被保険者数733,542人)</p>								
給 付	<ul style="list-style-type: none"> ○経営移譲年金 経営移譲及び加入期間20年を要件として60歳から支給 65歳以降は、農業者老齢年金のほか、国民年金から老齢基礎年金及び付加年金が支給されるので、(年金給付の型) 1/10に改定される。 (昭和62年度末受給権者数 519,442人) ○農業者老齢年金 20年加入を要件として経営移譲の有無にかかわらず、65歳から支給(昭和62年度末受給権者数 307,717人) 他に脱退一時金、死亡一時金がある。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">経営移譲年金</td> <td>経営移譲年金</td> </tr> <tr> <td>農業者老齢年金</td> </tr> <tr> <td>国民年金(付加年金)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国民年金(老齢基礎年金)</td> </tr> <tr> <td>60~64歳</td> <td>65歳以上</td> </tr> </table>	経営移譲年金	経営移譲年金	農業者老齢年金	国民年金(付加年金)		国民年金(老齢基礎年金)	60~64歳	65歳以上
経営移譲年金	経営移譲年金								
	農業者老齢年金								
	国民年金(付加年金)								
	国民年金(老齢基礎年金)								
60~64歳	65歳以上								
財 源	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料 昭和63年1月から月額9,180円(平成元年1月以後段階的引上げ) ○国庫負担 経営移譲年金の給付に要する要用の1/2 								

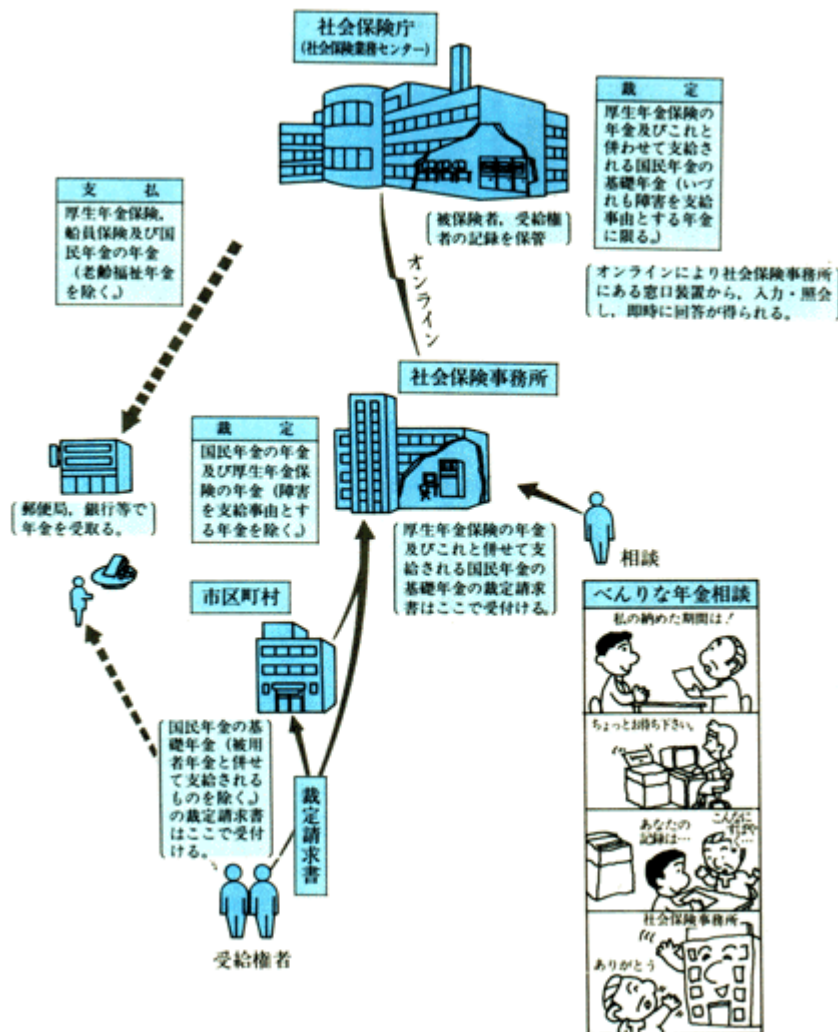
第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

(7) 社会保険の事務処理システムの概要

社会保険業務センターのコンピュータと全国288か所の社会保険事務所に設置した事務処理機器を専用のデータ通信回線で接続し、社会保険の事務処理を迅速かつ適確に行いうるシステムを昭和54年度から段階的に稼働させてきたが、昭和63年10月をもってほぼ完成した。この結果、社会保険事務所で受け付けた各種届け出の即時処理、被保険者等からの照会に対する即時対応、年金裁定期間の大幅短縮化等が可能となった。



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

(8) 年金積立金の運用

厚生年金保険及び国民年金の積立金は昭和63年度で約67兆円に達するものと見込まれている。その運用については、大蔵省の資金運用部に預託され、財政投融资の原資となっているが、新規運用対象額のうち一定割合は、還元融資として住宅資金貸付等の年金被保険者等の福祉向上に直接役立つ事業に充てられている。

また、年金福祉事業団において昭和61年度から、この還元融資事業の将来にわたっての安定した資金の確保を図るため、還元融資資金の一部を運用し、これにより積み立てられた積立金の管理を行う資金確保事業が始まり、さらに、昭和62年度からは、政府から調達した資金を運用し、これにより生じた収益を国庫に納付することにより将来の保険料負担の上昇を緩和し、年金財政基盤の強化を図る年金財源強化事業が開始された。両事業ともその運用資金量は着実に増大している。

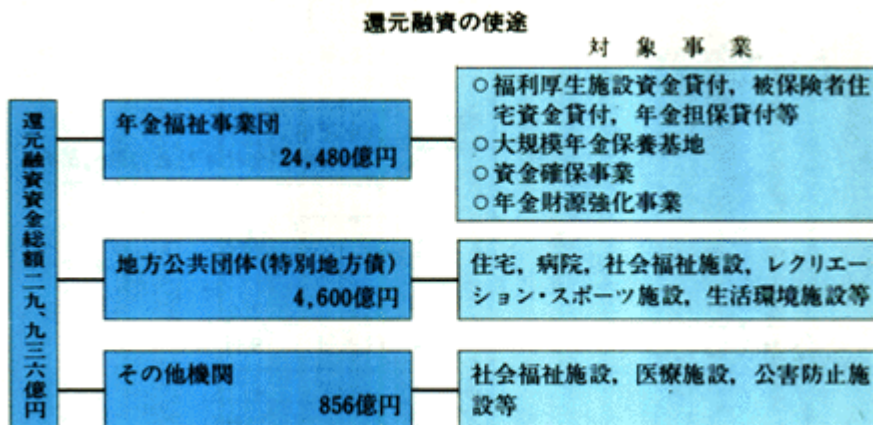
第Ⅷ-11表 厚生年金保険、国民年金の積立金の累積状況

第Ⅷ-11表 厚生年金保険、国民年金の積立金の累積状況 (単位：億円)

年度	厚生年金保険 積立金累積額	国民年金 積立金累積額	合計
昭和58年度	409,416	29,276	438,692
59	454,843	27,633	482,476
60	507,828	25,939	533,767
61	552,813	21,912	574,725
62	599,638	26,197	625,835

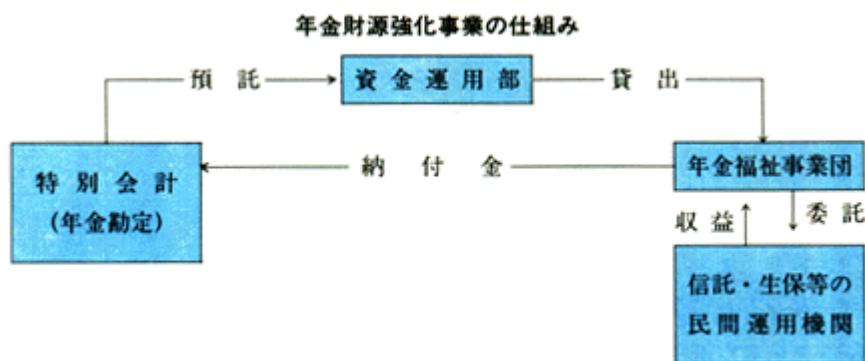
資料：厚生省年全局調べ

還元融資の使途



(注) 金額は昭和63年度計画額

年金財源強化事業の仕組み



第VIII-12表 資金運用事業各年度別運用額の推移

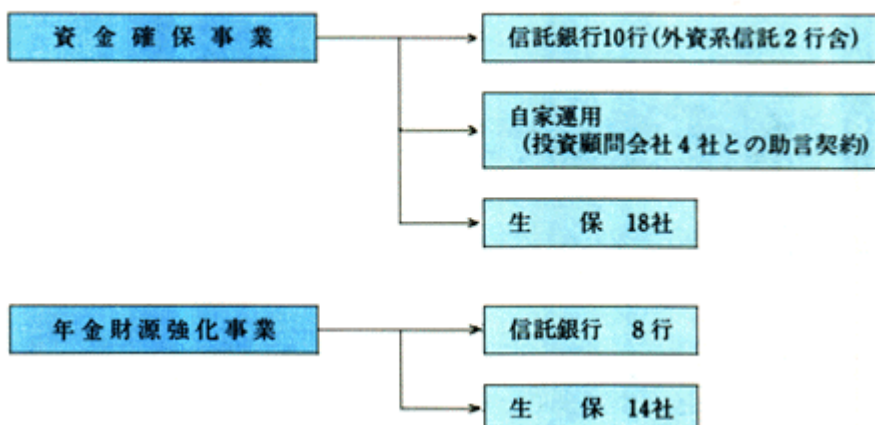
第VIII-12表 資金運用事業各年度別運用額の推移

(単位：兆円)

	昭和61年度	62	63	累 計
年金財源強化事業	—	1.0	1.27	2.27
資金確保事業	0.5	0.6	0.75	1.85
合 計	0.5	1.6	2.02	4.12

資金運用事業の運用先

資金運用事業の運用先 (昭和63年度)



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

(9) 年金福祉事業団

年金福祉事業団は、昭和36年11月に設立された特殊法人であり、厚生年金保険・国民年金の福祉施設の設置を適切かつ能率的に行うとともに、これらの制度の被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進するための措置を講ずること並びにこれらの制度及び船員保険制度が支給する年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とするものである。また、昭和61年度からは資金確保事業が、昭和62年度からは年金財源強化事業が始まり、年金積立金自主・有利運用事業が新しい事業として加わることになった。

事業内容

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

(9) 年金福祉事業団

1) 大規模年金保養基地の整備運営

高齢化社会,余暇の増大といった生活環境の変化を先取りし,我が国に例を見ない大規模な保養基地を整備・運営する事業で,昭和63年4月には13か所全施設の運営が行われている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

(9) 年金福祉事業団

2) 福祉施設設置整備資金の融資(62年度融資決定額285億円)

事業主等が従業員の利用する社宅,病院,体育館,保養所等の施設を設置する際に必要な資金を融資する制度である。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

(9) 年金福祉事業団

3) 被保険者住宅資金の融資(62年度融資決定額10,386億円)

被保険者に対して住宅の新築・改良やマンション購入に必要な資金を融資する制度であり,昭和63年度においては被保険者の親族が居住する住宅の建設等について融資を行う親子助け合い住宅融資制度が創設された。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

(9) 年金福祉事業団

4) 年金担保資金の融資(62年度融資決定額936億円)

年金受給者に,生活・医療等に必要な資金を,年金受給権を担保にして融資する制度である。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

(9) 年金福祉事業団

5) 資金確保事業(63年度運用額7,500億円),年金財源強化事業(63年度運用額12,700億円)

これらについては,“(8)年金積立金の運用(P.358)”を参照

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare